特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

様々な経済連携協定交渉等が進展している国際的環境等を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長し、平成36年6月30日までとする。

◎法の概要

農産加工品等の関税引下げ等による経営環境の変化に対処するため、国内の農産加工業者が行う経営改善措置について、必要な金融・税制上の支援措置を講ずる。

◎法の仕組み <現行の有効期限:平成31年6月30日まで>

特定農産加工業種

農産加工品の輸入に係る事情の著しい変化の 影響を受けている業種(12業種)

かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、 パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、 甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、 牛肉調製品製造業、乳製品製造業、 こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、 麦加工品製造業、豚肉調製品製造業

※ 平成31年度から、菓子・パスタ製造業等を追加予定。

関連業種

特定農産加工業種と関連性が高い業種 (12業種)

果実加工食品製造業、甘しょ加工食品製造業、 馬鈴しょ加工食品製造業、冷凍冷蔵食品製造業、 食肉調製品製造業、こんにゃく製品製造業、 米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、 めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業

経営改善措置に関する計画

新商品・新技術の研究開発、 事業の転換、事業の合理化 等

事業提携に関する計画

新商品・新技術の共同開発、 合併、営業の譲渡 等

都道府県知事の承認

【承認要件】・新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なこと

- ・地域の農業の健全な発展に資すること
- ・地域農産物の利用の促進又は地域農産物の利用を特色とする農産加工品の生産に資すること 等

<支援措置>

- (1)金融上の措置
- ・株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資
- (2)税制上の措置
- 事業所税の課税標準の特例

く支援措置>

金融上の措置

・株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資

◎改正内容

法の有効期限を平成36年6月30日まで延長

※上記に併せて、地方税の特例措置を平成33年3月31日まで延長する。

◎法の実績(平成元年度~29年度)

(1)計画承認

経営改善計画 1,264件 事業提携計画 355件 計 1.619件

(2)融資

1,801件(先数) 7,289億円

(3)税制

事業所税の課税標準の特例

平成26年度 104件 75百万円 平成27年度 95件 73百万円 平成28年度 101件 75百万円 <参考>平成31年2月21日現在の貸付条件

・貸付利率: 2. 7億円まで 年0. 16~0. 17%

2. 7億円超 年0. 31~0. 32%

・償還期限:15年以内(うち据置期間3年以内)